

5江福福第1237号
令和5年9月21日

江東区介護予防・日常生活支援総合事業
介護予防型通所（A7）事業所 管理者 様

江東区福祉部福祉課長
山崎 岳
(公印省略)

令和6年度江東区における介護予防・日常生活支援総合事業の 事業所評価加算について

日頃より、当区の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、又は口腔機能向上サービス）を行う事業所について、効果的なサービス提供を評価する観点から、評価対象期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合、翌年度のサービス提供につき加算を行うものです。

令和6年度における総合事業の事業所評価加算の取得を希望する事業所は、下記のとおり必要書類の届出をお願いいたします。

記

1. 事業所評価加算の算定要件について

- (1) 選択的サービス（「運動器機能向上」、「栄養改善」又は「口腔機能向上」）のいずれかの加算を「あり」として届出を行っていること。
- (2) 評価対象期間（令和5年1月1日から12月31日まで）に介護予防型通所（A7）の利用実人数が10人以上であること。
- (3) 評価対象期間における介護予防型通所（A7）利用実人数に占める選択的サービス利用実人数の割合が60%以上であること。
- (4) 評価基準値が0.7以上であること。

※(3)(4)の算出方法については、別紙を参照してください。

2. 届出対象

- (1) 介護予防型通所（A7）事業所のうち、令和6年度における総合事業の事業所評価加算の取得を新たに希望する事業所
- (2) 介護予防型通所（A7）事業所のうち、令和6年度における総合事業の事業所評価加算の取得を取り下げる事業所

	事業所評価加算取得を 希望する	事業所評価加算取得を 希望しない
現在「申出あり」 で届出	提出不要	提出必要 10/13（金）必着
現在「申出なし」 で届出	提出必要 10/13（金）必着	提出不要

【注意】

※介護予防型通所（A7）における事業所評価加算については、毎年区ホームページ等で告知した期間（おおよそ9月～10月の間）のみ加算届の受付を行っております。受付期間以外に届出を行った場合、届出の内容が反映されていない可能性がありますので、ご注意ください。

※令和5年2月に本区から「令和5年度事業所評価加算算定基準判定結果について（通知）」が送付されていない事業所は「申出なし」の状態となっています。

事業所評価加算の取得を希望する場合は必ず届出を行ってください。 申出の状況を確認したい場合には下記連絡先までご連絡ください。

3. 提出書類

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※事業所評価加算〔申出〕の有無欄について「1なし」又は「2あり」を選択してください。
 ※事業所評価加算以外の加算についてもそれぞれ該当する番号を選択してください。

4. 提出期限

令和5年10月13日（金）必着

※加算の要件を満たしていても、期限までに提出がない場合は算定できませんので、ご注意ください。

5. 提出先（郵送でご提出をお願いします。）

江東区福祉部福祉課事業者指定係
 〒135-8383 江東区東陽4-11-28

6. その他

令和6年度の事業所評価加算算定の可否は、東京都国民健康保険団体連合会における審査（適合・不適合の判定）を経て、令和6年2月頃に通知を予定しています。

※「申出あり」の届出を行ったとしても、要件を満たさない場合は令和6年度の事業所評価加算を算定できませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

江東区福祉部福祉課事業者指定係 平田
 電話：3647-4961